

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応について

令和4年7月からの新型コロナウイルス感染症第7波での急激な感染拡大に対応し、区民の生命と健康を守る体制をさらに強化するため、以下の取り組みを実施する。

1 患者管理等業務委託の実施

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症に係る患者管理等の一部業務について、保健師・看護師等の医療人材や新型コロナウイルス感染症対策に関する行政対応の経験を有する事業者による業務委託を行うことで、これまでに経験のない感染拡大に対応する区保健所及び保健所応援体制構築に伴う全庁の負担軽減を図る。

(2) 実施期間

令和4年7月25日から令和5年3月31日まで

(3) 委託内容

感染状況のフェーズに応じた専門職等を配置し、保健師が行う新型コロナウイルス感染症の患者管理等の業務の一部を委託する。

2 高齢者施設等への往診体制の整備

(1) 概要

高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症患者発生に対応するため、委託事業者による往診等の体制を整備し、重症化予防、感染拡大防止、入院調整の円滑化等を図る。

(2) 対象

新型コロナウイルス感染症患者の発生した区内の高齢者施設等及び在宅の新型コロナウイルス感染症患者

(3) 実施期間

令和4年8月中旬から令和5年3月31日までのうち区が指定する90日間

(4) 実施方法

① 往診等

- ・医療職による往診体制を確保し、患者の発生した高齢者施設等で速やかに診察を行い、必要な処方や指示を行う。
- ・保健所と連携し、入院調整を行う。

② 感染拡大防止等の指示

- ・濃厚接触者等に対する検査を実施する。
- ・施設内の衛生管理やゾーニング等の指導を行う。

③ 健康観察等の実施

- ・往診時に、医師が経過観察を要すると判断した場合、看護師が電話による健康観察

や相談に対応する。

(5) その他

高齢者施設等への対応を優先する。

3 移送車の追加配置

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の陽性者の移送や健康観察に使用するパルスオキシメーターの緊急配送を実施するため、現行の体制（運転手付き委託車両1台及び民間救急車の利用）に追加して移送車を配置する。

(2) 追加する移送車

① 期間

令和4年8月1日から9月30日まで ※感染状況によって延長あり

② 利用日時

上記①の期間中毎日、1日8時間 ※移送状況によって時間延長あり

③ 利用車両及び運転手

民間タクシーを改造した陰圧車両を利用。車両を所有するタクシー会社のドライバーが乗務する。